

# 北海道が「こどもまんなか社会」になるための

## こども条例と計画について

### 1 今の条例と計画

北海道では、平成16年10月にこどもが健やかに成長していける豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指すことを目標とした北海道のルール「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策条例」を作りました。また、北海道に暮らしているこどもの数が少なくならないように計画を作って取り組んできました。



### 2 次の条例と計画

今、国では、こどもや若者のみなさん一人ひとりがとても大切な存在で、みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要で、この「こどもまんなか社会」を目指してこどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になることを決めた法律「こども基本法」を作りました。

北海道では、こうした国の法律の考え方を取り入れて、条例の見直しや次の計画を作ることにしています。



### 3 基本的な考え方

次の考え方を大切にしながら条例と計画を作っていきます。

- ① すべての子どもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと



- ② すべての子どもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること



- ③ すべての子どもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することと意見が言えたり、さまざまな活動に参加すること



- ④ すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること



- ⑤ 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しい子どもに家庭と同じような環境が用意されること



- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること



## 4 みなさんに聴きたいこと

○ いま、こどもについての<sup>くに</sup>国のしくみや、<sup>ほうりつ</sup>法律が<sup>おお</sup>大きくかわりはじめ、

<sup>ほっかいどう</sup>北海道でも<sup>おな</sup>同じように、こども<sup>じょうれい</sup>条例と<sup>けいかく</sup>計画をつくる<sup>よてい</sup>予定です。

<sup>くに</sup>国が<sup>さくねん</sup>昨年つくった「こども<sup>きほんほう</sup>基本法」って知っていますか？

○ <sup>まえ</sup>前のページの「3 <sup>きほんてき</sup>基本的な<sup>かんが</sup>考え方」に<sup>か</sup>書いてある、6つのことを<sup>じつげん</sup>実現していく

ためには、どのようなことに<sup>と</sup>取り組んでいけばよいとおもいますか？

みなさんの<sup>じゆう</sup>自由な<sup>いけん</sup>意見を<sup>き</sup>聴かせてください。

